

京都市動物愛護行動計画 (改定版)

～ 京（みやこ）・どうぶつ共生プラン ～



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
京（きょう）ちゃん



京都動物愛護センター
マスコットキャラクター
都（みやこ）ちゃん



平成21年4月 策定
平成28年3月 改定



京都市
CITY OF KYOTO

～ はじめに～

今日、犬・猫をはじめとしたペットは多種多様化し、飼い主にとって心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として人と共に暮らす社会へと変遷してきています。

一方、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど、動物の飼育などに関して様々な問題が発生しています。人々の動物に対する価値観の多様化や理解度の差異、地域の飼育環境など、様々な要因が複雑に絡まりあい、問題解決に向けての対策が難しく、社会的・地域的合意が得られにくいことなどが大きな課題となってきました。同時に狂犬病等の動物由来感染症対策や災害発生時における被災動物対策など、危機管理の重要性も高まってきました。

国においては、「動物の愛護及び管理に関する法律」を平成25年に改正、施行し、動物取扱業や特定動物の規制、飼い主の責務を規定するとともに、各都道府県においても、それぞれの地域に即した「動物愛護管理推進計画」の策定をはじめとした動物愛護事業を積極的に推進することとしております。

本市におきましても、京都府との協働による「京都動物愛護センター」（愛称：動物愛ランド・京都）の設置を契機として、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示す「京都動物愛護憲章」を平成26年12月に制定するとともに「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を平成27年3月に制定いたしました。

こうした流れを受けて、この度、平成21年度に策定した「京都市動物愛護行動計画」の見直しを行い、新たな目標値の設定や施策・事業の拡充などにより、改定することといたしました。

今後、本計画を本市の動物愛護行政の基盤として、また、京都動物愛護センターを拠点として、動物愛護団体やボランティアスタッフをはじめ、広く市府民の皆様と連携し、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。



目次

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	1
1 本市の動物愛護行政の変遷	1
2 本計画の位置付け	2

第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

第1節 犬・猫に係る愛護及び管理に関する現状	5
1 犬の飼養に関する現状	5
2 犬・猫の終生飼養に関する現状	8
3 犬・猫の苦情等に関する現状	13
第2節 動物取扱業等に関する現状	15
1 動物取扱業に関する現状	15
2 特定動物に関する現状	16
3 産業動物、実験動物に関する現状と課題	16

第3章 施策推進の方向性と数値目標

第1節 施策目標と数値目標	17
1 施策目標	17
2 数値目標	17
第2節 目標達成に向けた具体的取組	19
1 殺処分数の大幅な減少	19
2 事業者の社会的責任の徹底	21
3 人と動物のよりよい関係づくり	22

第4章 計画の円滑な推進

第1節 それぞれの役割	25
1 市民の役割	25
2 動物取扱業者の役割	25
3 関係団体、ボランティア等の役割	25
4 市の役割	25
第2節 計画の進行管理	26

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

1 本市の動物愛護行政の変遷

1 本市の動物愛護行政の変遷

我が国における動物愛護行政は、昭和25年8月に公布された「狂犬病予防法」に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施と野犬捕獲業務に始まります。こうした犬の管理への取組により、昭和32年を最後に我が国からは狂犬病は撲滅されました。

その後、昭和48年10月に、動物愛護意識の高揚と動物の適正飼養の推進を図ることを目的とする「動物の保護及び管理に関する法律」が公布され、動物愛護行政は大きく転換することとなりました。また、平成11年には、「動物の保護」から「動物の愛護」へと改めた「動物の愛護及び管理に関する法律」が公布されました。

本市の動物収容施設も、当初の「犬抑留所」から「飼犬指導所」、「飼養動物管理指導所」へと変遷し、昭和54年10月に南区上烏羽の地に庁舎を竣工するとともに「家庭動物相談所」に名称を改め、業務の主体を野犬捕獲や犬・猫の収容からペットの正しい飼い方の広報、健康相談、更には犬猫の譲渡及び避妊・去勢手術費用の助成を開始するなど、動物愛護に向けた事業へと転換させてまいりました。

平成26年12月には、動物愛護に特化した自治体の憲章としては全国初となる「京都動物愛護憲章」を府市共同で制定し、また、この憲章に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現を目指し、不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、生活環境の保全を図ることを目的とした「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を平成27年3月に制定したところです。

さらに、平成27年5月には老朽化した家庭動物相談所に代わり、京都の動物愛護の拠点施設として、「京都動物愛護センター」を府市共同により開設し、同センターを中心に府市職員やボランティアスタッフが一丸となって、広域的な動物愛護事業を実施していくこととしました。

今後、本市では改定計画に基づき、動物愛護団体、公益社団法人京都市獣医師会、ボランティアスタッフの皆様とともに、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けて取り組んでまいります。



2 本計画の位置付け

(1) 基本的な視点

- ア 市民の動物の愛護及び管理に関する活動の高揚
 - ・ 市民の動物愛護意識の高揚，適正飼養の推進。そのための様々な市民参画型動物愛護事業の開催
 - ・ 動物飼養者や動物取扱業者等の意識の向上
 - ・ 地域での動物に関わる問題発生時に，周辺住民と協力して問題解決が図れるよう住民間の合意形成をサポート
- イ 京都府との連携
 - ・ 理念（京都動物愛護憲章）の共有の下，ハード（京都動物愛護センターの運営），ソフト（啓発，譲渡等）の両面における府市連携による取組の一層の推進
- ウ 関係者間の共汗（きょうかん）関係の構築
 - ・ 関係機関，団体（獣医師会，業界団体，調査研究機関など）と連携した取組の推進
 - ・ 市各部署等との情報共有と連携（野生動物，産業動物及び感染症担当課，警察等）
 - ・ 教育関係機関や動物園との連携（次代を担う子どもたちへの情操教育や全ての世代の人々への動物愛護精神の普及啓発）
- エ 施策の実行を支える基盤の整備
 - ・ 様々な取組や活動を支える動物愛護管理施設の機能強化や活動拠点の整備
 - ・ 動物愛護管理担当職員の動物由来感染症や動物飼養に関する，より専門的な知識の習得
 - ・ 動物愛護推進員の委嘱推進，自治会や業界団体等への動物愛護活動支援
- オ 長期的視点からの総合的，体系的アプローチ
 - ・ 重点的，長期的な施策の実施
 - ・ 危機管理対策（動物由来感染症対策，災害時対策等）
 - ・ ペットの飼養や感染症に対する調査研究の実施による課題分析，解決に向けた臨機応変な対策の実施

(2) 位置付け

「京都市動物愛護行動計画」は「狂犬病予防法」，「動物の愛護及び管理に関する法律」，「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」等を網羅し，本市特有の都市環境や地域事情に即した計画であり，本市では動物愛護施策の更なる充実を図るため，具体的な数値目標を定め，様々な施策等を実施してきました。

現行計画の策定以降，国においては「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されており，各自治体におけるより積極的な動物愛護行政の推進が求められています。

また，本市においては「京都動物愛護憲章」や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定するなど，「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けた新たな取組を進めているところです。

改定計画は、市民、団体、事業者、獣医師会、ボランティアスタッフなど、上記の取組をはじめとした本市の動物愛護行政に関わる様々な主体に共通する行動指針として位置付けられるものです。

（３）計画期間

平成２１年度から平成３０年度までの１０年間

今回の改定は、本市の動物愛護行政にとって大きな節目である京都動物愛護センターの開設（平成２７年５月）を踏まえ、今後の計画期間中における取組の目標や新たな方向性などを盛り込むために行うものです。

（４）改定に向けた基本的な考え方

ア 計画理念の継承

現行計画で掲げた計画全体の理念である「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現については、本市の動物愛護に関する普遍的な理念であるとともに、これまでの啓発活動等を通じて、市民や動物愛護団体等に浸透していることから、改定計画においても継承することとします。

イ 本市の動物愛護行政を取り巻く変化への対応

現行計画の策定以降の国における法改正や本市の動物愛護に係る主な取組は、以下のとおりであり、計画の改定に当たっては、これらの事項を踏まえた内容としています。

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正（平成２５年９月）
- 府市共同による「京都動物愛護憲章」の制定（平成２６年１２月）
- 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定（平成２７年３月）
- 府市共同による「京都動物愛護センター」の開設（平成２７年５月）

ウ 新たな数値目標の設定

これまでの取組の成果を踏まえ、犬猫の殺処分数の一層の減少など新たな目標値を掲げるとともに、「人と動物との共生」を目指し、新たな指標を設定しました。



京都市の取組①

京都動物愛護センターの開設

平成27年5月に全国初となる府市共同の京都動物愛護センター（南区）の供用を開始しました。本センターを京都の動物愛護の拠点として、府市一体となった広域的な譲渡事業の実践や、ドッグラン等を活用した府市職員やボランティアスタッフの創意工夫による新たな啓発事業を推進することにより、効率的かつ効果的な動物愛護行政を推進します。



施設の区分	面積(㎡)	施設の内容
全体面積	約11,000㎡	
センター本棟 (二棟型)	約1,200㎡	動物棟[710㎡] 犬舎, 猫舎, 京都夜間動物救急センターなど
		事務所棟[470㎡] ボランティア活動スペース, 事務室など
付帯施設	約4,000㎡	ドッグラン[約3,000㎡], 動物ふれあい広場[約1,000㎡]
駐輪場, 公用車駐車場	約300㎡	来場者用の駐輪場(80台), 公用車専用駐車場(2台)
(災害救済エリア)	約5,500㎡	※上記以外の用地については災害時の動物救護等に使用

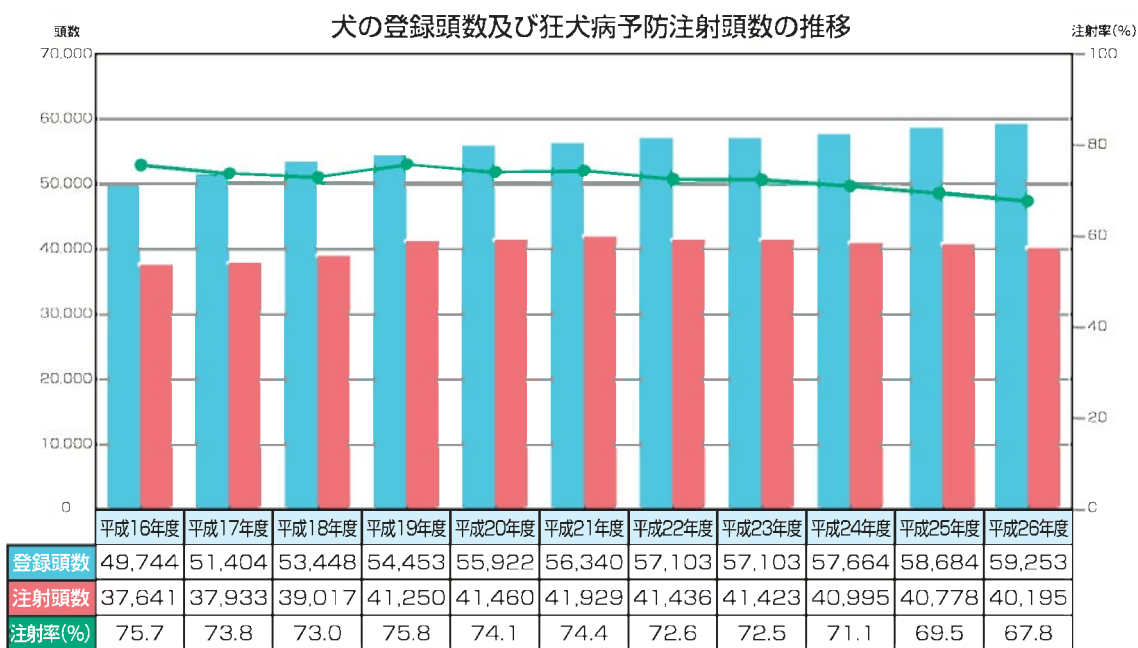


第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

第1節 犬・猫に係る愛護及び管理に関する現状

1 犬の飼養に関する現状

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況



現状

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数は、平成26年度末において、登録頭数59,253頭に対して狂犬病予防注射頭数は、40,195頭となっており、犬の登録頭数に対する予防注射接種率は67.8%となっています。
- これらの数値の経年変化を見ると、登録頭数は増え続けている一方で、狂犬病予防注射接種率は平成21年度以降、低下しています。この要因としては、飼い主に対する狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の必要性について、十分な理解及び周知が徹底されていないことが考えられます。
- 本市では、狂犬病予防注射の接種率を向上させる取組として、接種に係る利便性の向上を図るため、毎年4月に各地域の小学校等を会場とした集合注射を実施しています。
その結果、狂犬病予防注射の接種率は向上し、特に集合注射の接種割合は、平成17年度までは全体の接種件数の50%を超えるなど、市民の方にも集合注射が浸透していることがうかがわれます（平成18年度以降は漸減傾向）。
- また、本市では、登録及び狂犬病の予防接種に関する市民意識の向上を図ることを目的として、狂犬病予防法を遵守し、他人に迷惑をかけることなく適正に飼われている満15歳以上の犬を長寿犬として表彰する「京都市長寿犬認定制度」を実施しています。
- さらに、平成27年3月から犬の鑑札、注射済票、門標のデザイン変更を行い、鑑札等を親しみやすくすることで鑑札等の装着率の向上を図ってきたところです。

課題

- 狂犬病を侵入・蔓延させないためにも、動物の飼い主における狂犬病に関する理解を深めること、そして飼い犬の狂犬病予防法に基づく登録と予防注射接種率を向上させていくため、更なる啓発事業の拡充が必要です。



(図 鑑札、注射済票、門標の変更について)

京都市の取組②

きょうとアニラブクラス

少年期における動物愛護精神の形成を目的として、本市職員の獣医師や動物愛護ボランティア等が講師となって保育園・幼稚園、小・中学校等に出向き、学年に応じた講座（授業）を実施しています。

講座（授業）では、犬との接し方や、犬猫の保護及び殺処分等の本市における動物愛護行政の現状等に関する講義のほか、実際に子どもたちが動物（犬）とのふれあいを通じて命ある動物の温かさや心音を聴くことにより、動物愛護精神の啓発だけでなく、命の大切さを考える機会とし、終生飼育の徹底を啓発しています。

実績（平成24年度～平成26年度）

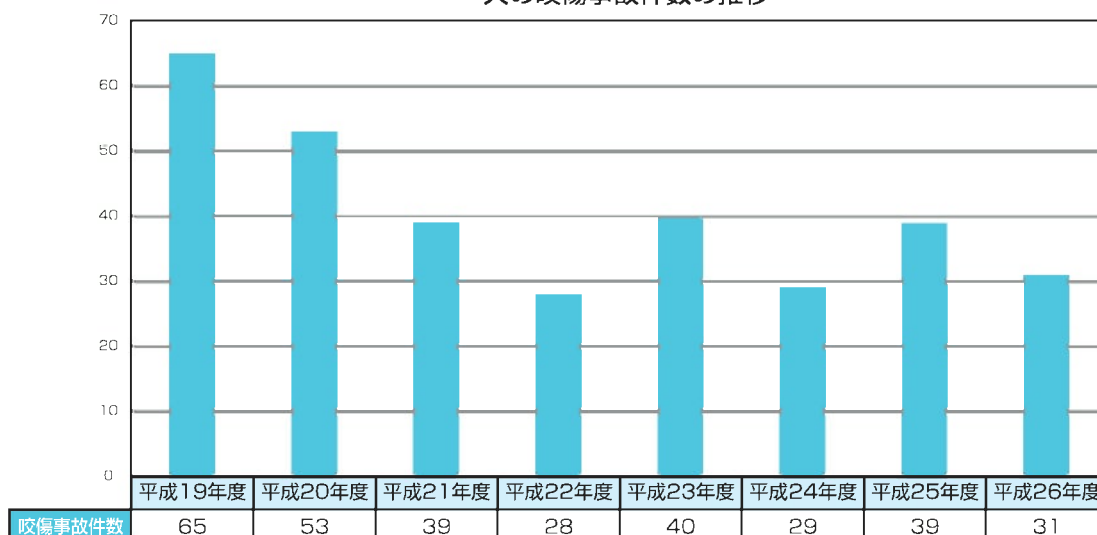
実施校： 30校

参加数：約2,800名



(2) 犬の咬傷事故の状況

犬の咬傷事故件数の推移



現状

- 人が犬に咬まれた時には、京都動物愛護センターにおいて、当該犬についての狂犬病の検診を実施するとともに、犬の飼い主に対して事故の再発防止について徹底して指導しています。
- 咬傷事故件数としては、最近は屋内での飼育が増えたことから減少傾向にあり、毎年度30件前後で推移しています。その割合としては、散歩の途中や犬を飼養している家庭を訪問した際における事故が多く、放し飼いされた犬による事故は減少傾向にあります。

課題

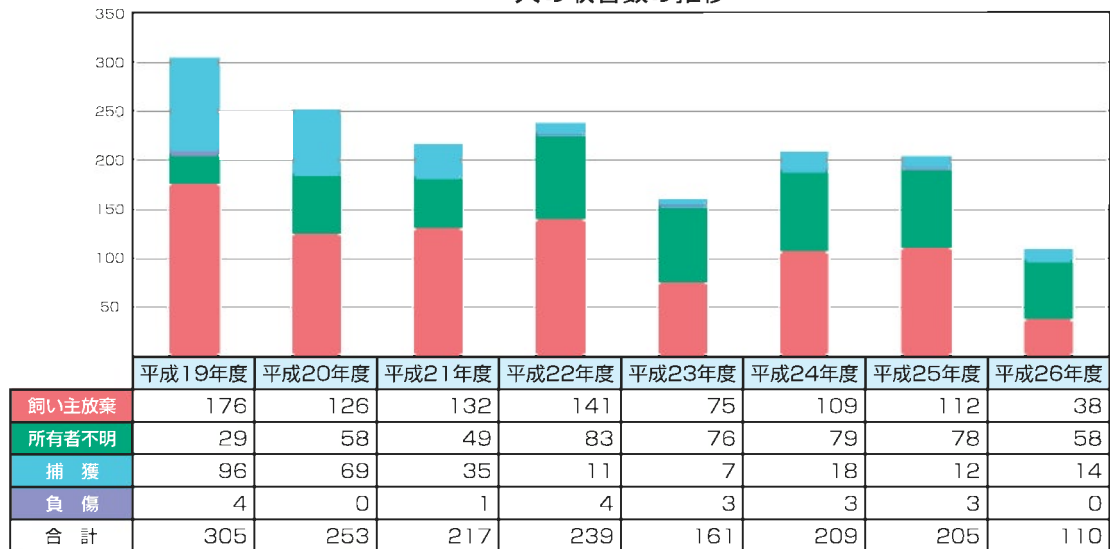
- 咬傷事故を未然に防ぐため、狂犬病についての理解を深めるとともに、飼い主責任を周知徹底していく必要があります。



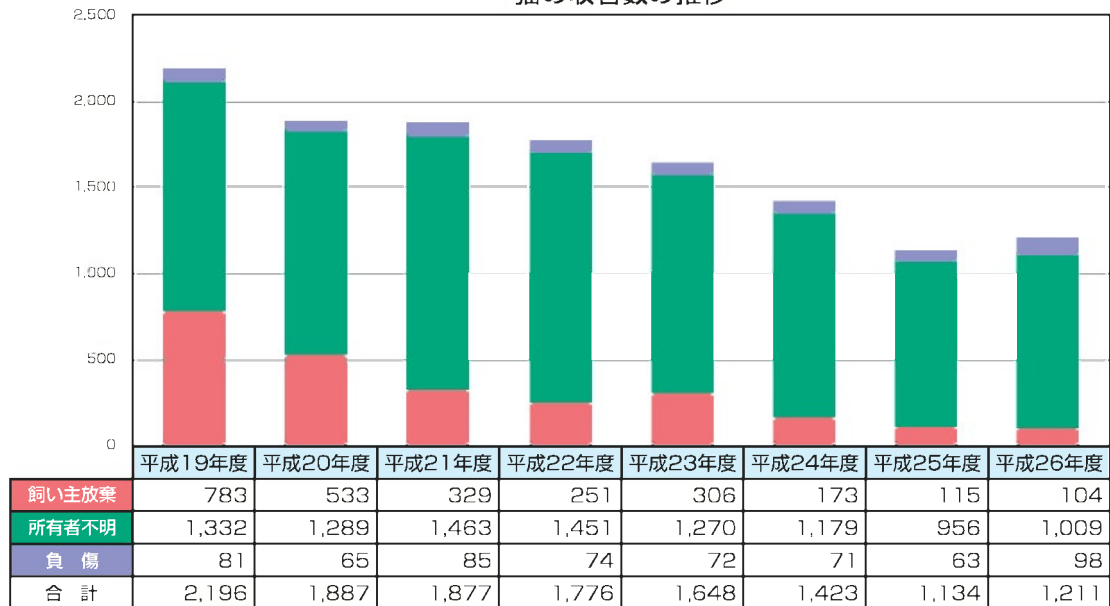
2 犬・猫の終生飼養に関する現状

(1) 犬・猫の収容状況

犬の収容数の推移



猫の収容数の推移



現状

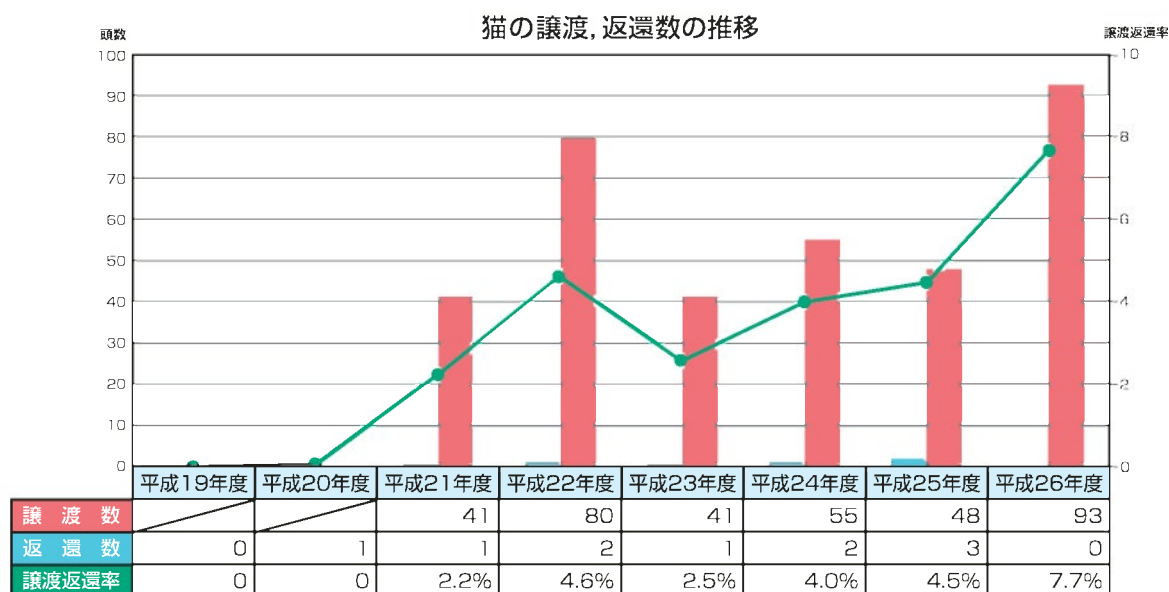
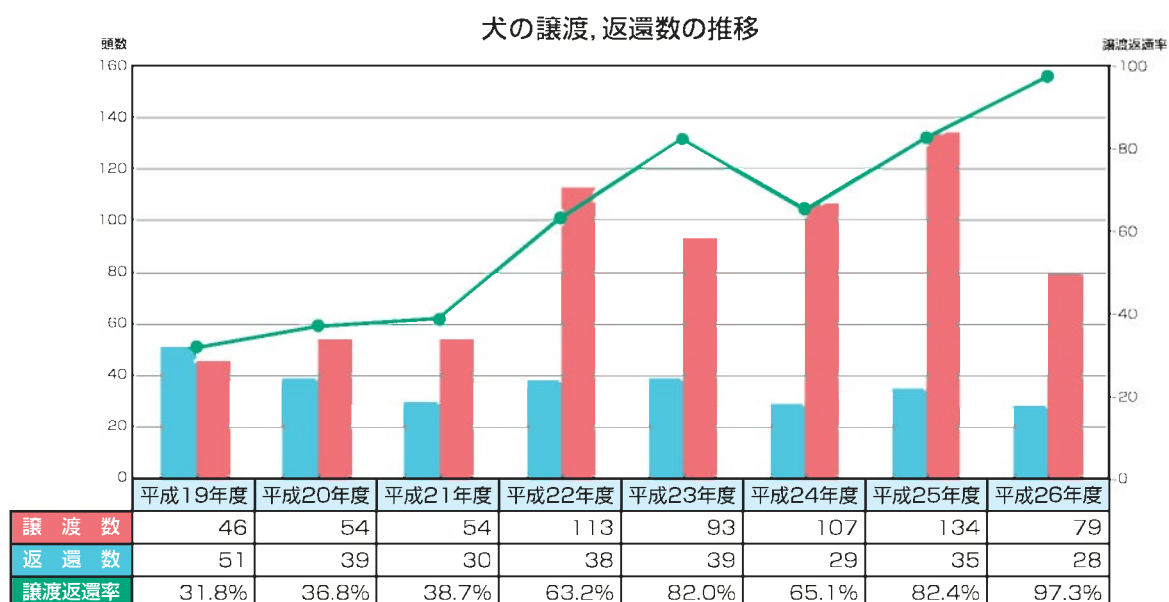
- 犬・猫の収容数は年々減少傾向にあります。犬については、平成19年度から平成26年度の間で収容数は約3分の1（305頭⇒110頭）に減少しています。
- これは、平成25年9月の動物愛護管理法の改正以降、飼い主の終生飼養の責務が定められるとともに、行政がその引取りを拒否できる事由が定められたことで、それまで収容数の約2分の1を占めていた飼養放棄等による引取りが減少したことによるものと考えられます。
- これに加えて、子犬の収容数の減少が挙げられます。本市では、犬猫の避妊去勢手術の助成を行っており（犬に対する助成は、昭和54年度から、猫に対する助成は、平成10年度から実施）、この取組が一定の成果を上げてきたものだと思います。
- 猫については、平成19年度から平成26年度にかけて収容数は約半数（2,196頭⇒1,211頭）に減少していますが、所有者不明猫の割合が大半を占めており、また、約9割が子猫となっています。犬と同様に避妊去勢手術の助成制度により、飼い主からの子猫の放棄の割合は減少しておりますが、所有者等のいない子猫（いわゆる野良猫の子猫）が、依然として多くの割合を占めています。
- この対策として、本市では、平成22年度から所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）に係る対策の一環として、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす「京都市まちな活動支援事業」を実施しています。

課題

- 犬・猫の収容数を減らすためには、飼い主の終生飼養の責務を徹底するよう、適正飼養に係る普及啓発事業を推進していくことが必要です。
- 子猫の収容数を減らすためには、猫を適正に飼養するため、飼い猫の屋内飼養の徹底を図るとともに、現にいる野良猫は、飼い猫としていくなど、野良猫の子猫を増やさないよう、一層取り組んでいくことが必要です。

このため、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、飼い猫について、屋内飼養の徹底や、マイクロチップによる所有者明示に取り組むほか、「京都市まちな活動支援事業」や新たに定めた「野良猫給餌届出揭示制度」の活用、地域ぐるみでの啓発活動の着実な実施等により、野良猫を飼い猫としていくことや、避妊去勢の実施をはじめとする適切な餌やりの方法を定めた市の基準を守って給餌が行われるよう、取組を徹底していくことが必要です。

(2) 犬・猫の譲渡、返還数



※収容された動物が、次年度に返還、譲渡、殺処分されることがあるため、収容数と合計の数は一致しません。

※譲渡返還率：(譲渡数+返還数) / 収容数

京都市の取組③

京都動物愛護憲章の制定

府市共同による京都動物愛護センターの設置に向けた取組を契機とし、現代社会における動物愛護に係る機運の高まりや、動物愛護事業における府市協調の取組等を踏まえ、市民・府民、事業者、動物愛護団体及び行政の協働により実現する「人と動物が共生できるうまいのある豊かな社会」の具体的な姿を示すとともに、それぞれの主体が動物愛護のあり方について自ら考え、積極的に行動するための原点、よりどころとして、平成26年12月12日(12月12日を犬と猫の鳴き声になぞらえて、「1(ワン)2(ニャン)の日」)に府市同日で制定しました。

現状

- 本市では各保健センター等に届けられた犬・猫の失踪情報と保護情報（警察からの情報も含む。）を京都動物愛護センターで集約し、本市独自のデータベースにより照合を行うとともに、同センターのホームページにおいても保護した動物の情報を掲載するなど、できる限り早期に飼い主が判明するよう努めています。
- しかし、本市において、これらの取組を積極的に進めていても、ほとんどの犬・猫には、所有者を明示する鑑札や名札等が装着されていないため、早期の返還につながることは困難な状況にあります。そこで、平成27年度からはマイクロチップ装着の助成を開始しており、個体識別措置の必要性の認識向上を図っています。
- また、負傷した犬・猫についても京都動物愛護センターで保護・収容し、けがの程度による適切な応急措置を実施しています。特に猫については、けがをしているものが多いため、交通事故などに遭わないよう、「京都市動物と共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、屋内飼育を促進するための啓発を行っています。
- さらに、収容した犬猫のうち、譲渡適性があると判断した犬猫を希望者に譲渡する制度を設けています。犬については、昭和54年度から子犬の譲渡を実施しており、平成12年度からは成犬の譲渡も実施しています。また、猫については、平成21年度から譲渡制度を開始しています。

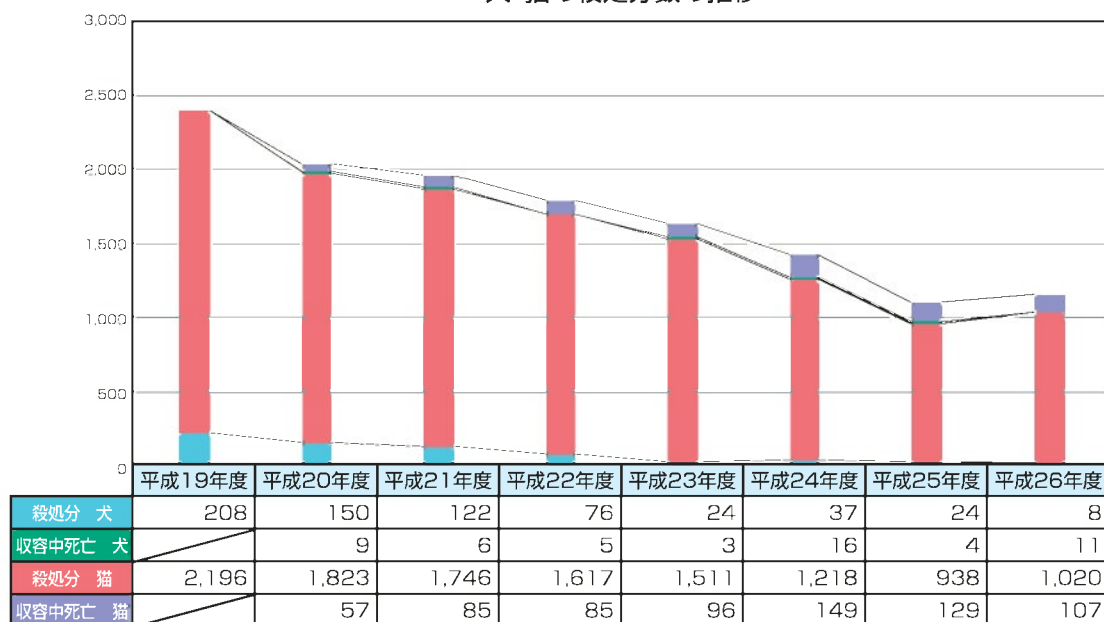
課題

- 犬・猫が収容されることがないように動物の適正飼養に係る普及啓発を行うとともに、早期の返還につながるようマイクロチップをはじめとする個体識別措置を推進していく必要があります。
- 高齢や疾病のため譲渡が難しい動物の譲渡促進や希望者との適切なマッチングが譲渡における課題と考えており、譲渡拡大につながる取組と併せて希望者に対する終生飼養の徹底に係る啓発を積極的に実施していく必要があります。
- 現在は、府市一体となり、京都動物愛護センターにおいて犬猫の譲渡を推進していますが、さらに京都府域外への譲渡についても検討を進め、犬猫の譲渡を一層促進していく必要があります。



(3) 犬・猫の殺処分数

犬・猫の殺処分数の推移



※ 平成20年度以降、本市では収容中に死亡したものと殺処分したものを別々に計上しています。

現状

- 本市においては、犬猫の収容数の減少に伴い、殺処分（収容中死亡を含む。）している犬猫の数は、平成26年度においては平成19年度の約4割（2,404頭→1,146頭）にまで減少しています。一方、現在も、強い攻撃性を有するほか、治療困難な疾病やけがを抱えているなどにより自活不可能な動物については、やむを得ず殺処分を行っています。

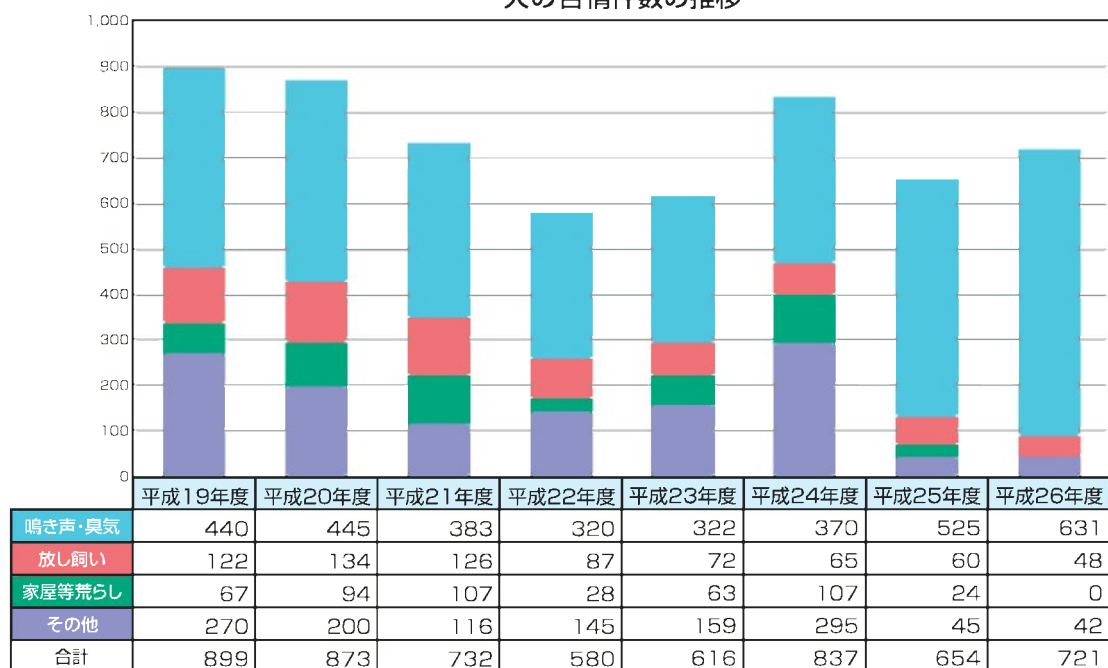
課題

- 犬猫の殺処分数を可能な限り減少させるためにも、今後も京都動物愛護センターを中心に適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や所有者等のいない猫対策、譲渡事業などの取組を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

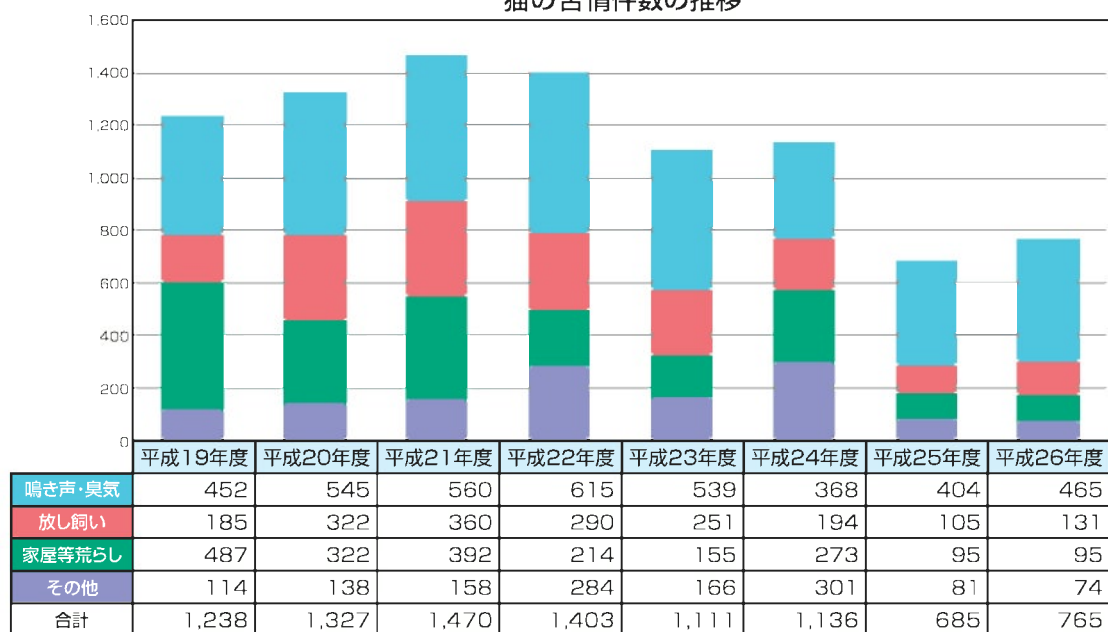


3 犬・猫の苦情等に関する現状

犬の苦情件数の推移



猫の苦情件数の推移



現状

- 保健センターに寄せられる犬猫に関する苦情は、それぞれ減少傾向にありますが、10年前と比較すると、鳴き声・臭気に係る苦情の割合が増えています。これは犬の散歩時にふんの後始末をしない飼い主への苦情、不適切な餌やりによる残飯の臭気やふん尿の臭いに関する苦情が増加していることに起因します。
- こうした苦情に対しては、啓発用パンフレットを作成し、配布するとともに、飼い主や不適切な餌やりをする人など原因者が判明している場合は、保健センター職員が原因者に対する注意・指導を行っています。
- また、ふんの不始末等で原因者がわからない場合などは、広報車両による適正飼養に関する広報や、ふんの後始末を注意喚起する看板プレートを作成し、困っている方や地域へ配布するなどの取組を行い、地域住民と協働して迷惑事象を減らすための意識の醸成を図っています。
- 猫が私有地の敷地内に侵入してくる対策の一つとして、平成15年度から猫が嫌がる超音波を発生する機械を各保健センターに配備し、希望者に貸出しを行っています。また、所有者がいない猫対策として「京都市まちなこ活動支援事業」を平成22年度から実施し、適切な猫の管理を行う地域猫活動を推奨し、猫に関するトラブルの軽減を図っています。

課題

- 不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するために、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、適正飼養に係る普及啓発等の取組を進めていかなければなりません。

京都市の取組④

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例

「京都動物愛護憲章」に掲げる「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立って、人と動物の共生社会づくり、生活環境の保全等の観点から、犬猫等のふん尿被害をはじめとする動物による迷惑事象に対して、具体的な規制行為等を示すとともに、違反に対する罰則等の実効性ある措置を定めました。



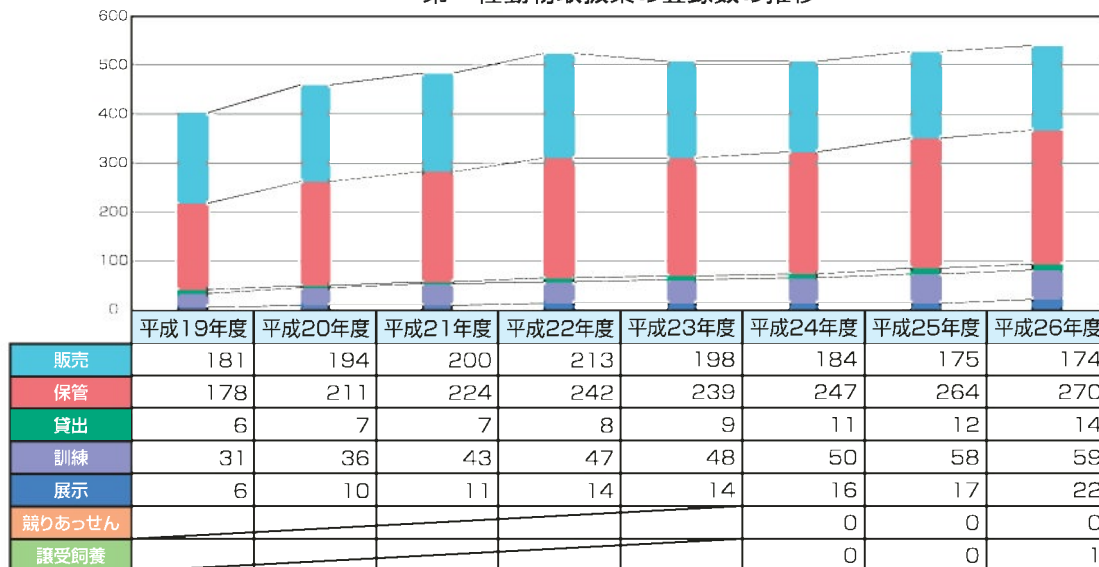
第2節 動物取扱業等に関する状況

1 動物取扱業に関する現状

現状

- 平成11年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正によりペットショップ等の動物を取り扱う業者の届出制度が導入されました。また、平成18年には届出制から登録制へと規制が強化され、動物取扱業の範囲の見直しなど、動物取扱業の適正化が図られました。
- さらに、平成25年の法改正により、従前の動物取扱業が第一種動物取扱業とされ、犬猫等販売業には追加で特例の規制が設けられました。また、非営利で施設を設けて動物の譲渡し等を行う者として、第二種動物取扱業の届出制度が新たに設けられました。

第一種動物取扱業の登録数の推移



- 動物取扱業者には、各事業所において動物取扱責任者の配置義務と自治体の実施する動物取扱責任者研修会の受講義務が課せられます。

課題

- 動物取扱業者は多くの市民にとって動物を飼育する際の窓口となるため、関係法令や基準を遵守し、動物の適正な取扱いを実践するよう強く監視指導を行っていく必要があります。



2 特定動物に関する現状

現状

- 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管については、許可が必要となっており、ライオン、ワニ、クマ等、約650種の動物が対象となっています。
- 特定動物については、マイクロチップ等の個体識別措置の実施や逸走防止設備の設置等が義務付けられています。近年、特定動物による死傷事故や無許可飼養の動物による事故が発生しており、特定動物の飼養者には、一般の動物の飼い主以上に社会的責任が強く求められています。

課題

- 特定動物飼養者には、動物の逸走や事故を確実に防ぐため、飼養者としての法的義務を果たすように定期的に立入調査を行い、適正飼養管理に向けた指導を行っていく必要があります。

3 産業動物、実験動物に関する現状と課題

- 市内の産業動物（牛、馬、豚、鶏等の家畜・家禽）に係る取扱いについては、農林部局が所管していますが、その畜舎等からの汚水、臭い等について苦情が寄せられることもあるため、関連部署と連携し、周辺環境の保持や適切な飼養について指導していく必要があります。
 - また、大学や医薬業界の研究施設等で扱われている実験動物についても、その実態を把握し「3Rの原則」※等を踏まえた適切な実験動物の取扱いについて、普及啓発を考えていかなければなりません。
- ※「3Rの原則」：代替法の活用（Replacement）、使用数の制限（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）

京都市の取組⑤

京都市まちなこ活動支援事業

平成22年度から所有者等のいない猫（いわゆる野良猫）対策の一環として、地域住民の理解と協力を得て、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊去勢手術を本市が無償で行うことにより、一代限りの命を全うさせ、野良猫を減らす「京都市まちなこ活動支援事業」を実施しています。

実績（平成22年度～平成26年度）

手術頭数：763頭

登録地域数：114地域



第3章 施策推進の方向性と数値目標

京都市動物愛護行動計画では、策定当初から施策推進の方向性を明確にするため3つの施策目標を掲げ、これまで、その目標の達成に向けた様々な取組を進めてきました。また、その施策・事業の取組状況を評価するため、具体的な6つの数値目標を設けています。

今回の計画改定に当たっては、動物愛護管理法の改正や京都動物愛護センターの開設等を背景に平成21年度に設定した数値目標の再設定を行うとともに、新たな指標を設定しました。

第1節 施策目標と数値目標

1 施策目標

- 1 殺処分数の大幅な減少
- 2 事業者の社会的責任の徹底
- 3 人と動物のよりよい関係づくり

2 数値目標（計画改定に伴い再設定又は新たに設定したもの）

（1）犬猫の殺処分数・犬猫の引取数（より高い目標値へと再設定）

- 国の目標値や本市におけるこれまでの取組の実績を踏まえ、新たな目標値を設定しました。

（2）犬猫の譲渡・返還率（新たな指標）

- 本市においては、収容した犬の譲渡促進のため、無駄ばえ等の問題行動のある犬をトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」の導入やマイクロチップ装着の助成制度など、本市が収容した犬猫の譲渡や返還を推進するための新たな事業に積極的に取り組んでいます。
- これらの事業に係る目標を設定し、進行管理を行うための新たな目標値として、「犬猫の譲渡・返還率」を設定しました。

（3）犬猫の苦情件数（新たな指標）

- 動物の不適切な飼養により、周辺的生活環境が損なわれるなどの問題が発生しており、市に寄せられるふん尿被害等の苦情も依然として多い状況にあります。
- これを受け、本市では「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を制定し、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、生活環境の保全を図り、人と動物の共生する社会の実現に向けた取組を進めていくこととしています。
- そこで、各区の保健センター及び京都動物愛護センター等に寄せられた、鳴き声、臭気、放し飼い等の犬猫の苦情件数を人と動物との適正な関係を示す指標として新たに加えました。

(数値目標一覧)

指標	基準年度 (平成19年度)	当初計画目標値 (平成30年度)	達成状況 平成26年度実績	新たな目標値 (平成30年度)
殺処分数	2,404頭	960頭	1,146頭	600頭
犬の引取数	176頭	90頭	38頭	35頭
猫の引取数	2,196頭	880頭	1,211頭	650頭
犬の譲渡・返還率※	32%	—	97%	97%
猫の譲渡・返還率※	0%	—	7.7%	10%
犬猫に係る苦情件数	2,137件 犬：899件 猫：1,238件	—	1,486件 犬：721件 猫：765件	1,000件

※ 譲渡・返還率：(譲渡数+返還数)／収容数



第2節 目標達成に向けた具体的取組

1 殺処分数の大幅な減少

(1) 飼い主責任の徹底

引取数及び殺処分数の削減に向けて、狂犬病予防法の遵守や終生飼養の徹底などの適正飼養に関する飼い主の意識向上を目的とした啓発事業を積極的に実施します。

項目	具体的な取組
終生飼養の徹底	○ 京都動物愛護センターにおいて、無駄ばえ等の問題行動を未然に防止するための適切な飼い方の指導を行うとともに、終生飼養の重要性について啓発することを目的とした「飼い方相談会」や「しつけ方教室」の開催回数を増加させるなど、事業の拡充を図る。 ○ 動物愛護団体や教育委員会事務局等との十分な協議の下、「京都動物愛護憲章」の趣旨を踏まえ、動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物との正しい接し方等を子どもたちに伝えるための副読本を制作し、市内の保育園・幼稚園や小学校、児童館に配布する。 ○ 犬猫の安易な放棄を防止するため、京都動物愛護センターの収容動物の譲渡を希望される方に対する終生飼養に係る指導を徹底する。 ○ 動物取扱業者に対して、生体販売時における飼い主への終生飼養等に関する説明責任の徹底について指導する。
登録・狂犬病予防注射率の向上	○ 鑑札のデザインを親しみやすいデザインに変更することなどで、鑑札及び注射済票の装着率向上を図る。 ○ 犬の登録と狂犬病予防注射（集合注射の日程等含む。）の周知について、市政協力委員と連携し、犬を飼養する全世帯に向けた情報発信を行う。 ○ 狂犬病予防法に基づく登録と注射を動物愛護センターのドッグラン及びトリミングルームの利用条件とすることにより、登録・狂犬病予防注射率、更には鑑札及び注射済票の装着率の向上を図る。
咬傷事故の未然の防止の徹底	○ 「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を通じて、適切な飼養方法の啓発を行う。 ○ 京都動物愛護センターのドッグラン利用者に対して随時、しつけ方のアドバイスや飼い方などに係る相談を受ける。
迷惑行為の防止の徹底	○ 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づく取組を進め、不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するとともに、街の美化の推進や生活環境の保全を図る。

特定動物所有者の 社会的責任の徹底	○ 無許可飼育を防止するために、動物取扱責任者研修会等を通じて動物取扱業者に対して特定動物所有者の法的義務について指導する。 ○ 動物取扱業者と連携して、特定動物の飼養者に対して、逸走防止措置や事故防止措置に関する指導を行う。
動物の遺棄・虐待の防止	○ 動物の飼い方などに係る相談窓口を設置するとともに、京都府警との連携を強化し、遺棄などを未然に防ぐ。

(2) 保護・収容動物の返還、譲渡の推進

個体識別明示の必要性を啓発し、保護される動物の減少を図るとともに、保護された動物を飼い主の元に返還できるようホームページ等を用いて広く情報発信を行います。また、京都府と連携し、京都動物愛護センターにおける収容動物の適切な管理や広域的な譲渡など、譲渡促進に向けた取組を行います。

項目	具体的な取組
京都動物愛護センター ホームページによる 情報提供	○ 保護した犬猫及び譲渡犬猫について、京都動物愛護センターのホームページの他 twitter や facebook をはじめとした SNS などあらゆる機会や広報媒体を活用して情報発信を行う。
マイクロチップ等の 個体識別明示に係る 啓発の促進	○ 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、公益社団法人京都市獣医師会と連携し、マイクロチップ装着の助成制度を実施するなど、マイクロチップの装着を促進する。
子猫の一時預り 在宅ボランティアとの協働	○ 京都動物愛護センターで保護した猫を自宅で一時的に預かり、2箇月齢まで飼育していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア」の協力の下、猫の譲渡事業を推進する。
府市連携による 譲渡事業の実施	○ 京都動物愛護センターにおいて、引取・保護した動物を府市で一元的に管理し、譲渡犬・猫に関する情報を集約し、効果的に発信するなど、府市が一体となった広域的な譲渡を推進する。さらに、京都府外への譲渡についても検討を進める。
収容した犬の 社会復帰トレーニング	○ 収容した犬の譲渡促進のため、無駄ばえ等の問題行動のある犬をトレーニングにより矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」を一層推進する。
京都夜間 動物救急センターによる 獣医師会との連携	○ 京都動物愛護センターに併設した「京都夜間動物救急センター」において、京都動物愛護センターに収容する動物の適切な健康管理や災害発生時における犬猫の保護治療など、獣医師会と連携した取組を推進する。

(3) 所有者等のいない猫対策の推進

所有者等のいない猫についてのトラブルが多く見受けられるため、周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように所有者等のいない猫対策に係る取組を積極的に推進していきます。

項目	具体的な取組
所有者等のいない猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組	○ 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、不適切な餌やりにより周囲の住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、地域ぐるみでの啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。
京都市まちなこ活動支援事業の推進	○ 猫の繁殖を抑制し、ふん尿等の被害や迷惑の拡大防止を図るのみならず、人と猫が共生できる社会の実現を目指した「京都市まちなこ活動支援事業」を更に普及させるために、各保健センターによる積極的な地域への説明を行い、登録地域、避妊去勢手術頭数の増加を図る。

2 事業者の社会的責任の徹底

(1) 動物取扱業者と連携した取組

市民と動物の橋渡し役である動物取扱業者と連携し、市民に対して飼養者としての義務や動物の習性など必要な知識の普及啓発に努めます。

項目	具体的な取組
定期的な監視指導と不適切業者への厳正な対応	○ 動物取扱施設については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、定期的に立入調査を行い、動物の管理状況等について確認を行う。不適切な事例があった場合には、関係部局が連携し、厳正に指導する。
動物取扱責任者研修会の開催	○ 動物愛護管理法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、動物及び施設の管理を適切に実施させるため、動物取扱業の責任者を対象とした研修会を開催する。
動物の販売時等の説明責任の徹底	○ 動物取扱責任者研修会等を通じて、動物取扱業者に対して生体販売時における飼い主への終生飼養等に関する説明責任の徹底についての指導を強化する。
認証制度等の創設	○ 動物販売時における適正な動物の取扱いや終生飼養に係る説明責任等の徹底を促進するとともに、動物取扱業者と行政が連携した動物愛護事業を推進するため、事業者による積極的な取組を評価する制度を創設する。

(2) 実験動物・産業動物の適正な取扱い

実験動物及び産業動物の飼養状況の把握に努め、適正な取扱いについて普及啓発に努めます。

項目	具体的な取組
実験動物施設における飼育状況の把握と指導の実施	○ 関係部局と連携して、実験動物施設における動物の飼育状況の把握に努め、必要に応じて施設に立ち入り、実験動物の管理者などに「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく適切な取扱いについて周知する。
産業動物の関係部局と連携した指導の推進	○ 関係部局と連携して、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の生理・生態・習性等に応じた動物の管理について普及啓発を行う。

3 人と動物のよりよい関係づくり

(1) 京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施

府市協働により設置、運営している京都動物愛護センターを中心に、動物愛護団体やボランティアスタッフと連携して、動物の適正飼養等に係る普及啓発事業を積極的に推進していきます。

項目	具体的な取組
動物愛護ボランティア等との共汗	○ 動物愛護に関する関心と高い意識を持つボランティアスタッフと一体となって取組を進め、京都動物愛護センターを市民に愛され、親しまれる施設としていく。 ○ ボランティアスタッフに収容動物の飼養補助作業や来所者の案内等を適切に行っていただくため、養成講座等を通じて活動に必要な知識や技術の習得に努める。
「飼い方相談会」, 「しつけ方教室」等の定期的な開催	○ 京都動物愛護センターにおいて、動物の適切な飼い方の指導や終生飼養の重要性について啓発することを目的とした「飼い方相談会」や「しつけ方教室」の開催回数を増加させるなど、事業の拡充を図る。
ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発の強化	○ 動物愛護週間事業をはじめとした動物愛護啓発事業において、関係団体と連携し、ワーキングドッグ（聴導犬など）の活動を紹介するなど、広く社会に認められるよう普及啓発に努める。
アニマルセラピー等の動物介在活動への関わり方などの検討	○ 国内においても、病院や福祉施設における動物介在活動の認識が高まっていることから、これらの活動に関する今後の行政の関わり方などについて具体的な検討を進める。

(2) 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

子どもたちが動物とのふれあいなどを通じて、動物愛護精神だけでなく「いのちの大切さ」を学ぶ取組を充実させていきます。

項目	具体的な取組
学校現場での 講習会などの実施	○ これまで小中学校で実施していた動物愛護出前講座「きょうとアニラブクラス」について、実施校の増加とともに、保育園・幼稚園まで対象年齢の拡大を図り、将来を担う子どもたちを対象とした犬の習性や正しい接し方などに係る啓発を拡充する。 ○ 動物愛護団体や教育委員会事務局等との十分な協議の下、「京都動物愛護憲章」の趣旨を踏まえ、動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物との正しい接し方等を子どもたちに伝えるための副読本を制作し、市内の保育園・幼稚園や小学校、児童館に配布する。
動物園等と連携した 動物愛護の普及啓発	○ 動物愛護週間事業を中心に、「京都市動物園」と相互に連携し、動物愛護精神の普及啓発を図る。

(3) ペットに係る災害時の対策

災害発生時において、飼い主がペットと一緒に速やかに避難できるよう、避難所におけるペットの受入体制の整備や飼い主への平常時の備えなどについて啓発するとともに、京都動物愛護センターを拠点とした獣医師会、動物愛護団体との連携による被災動物の救護体制を整えます。

項目	具体的な取組
飼い主とペットが 一緒に避難できる 避難所の受入体制強化	○ 災害発生時には飼い主が責任を持ってペットを連れて避難することが基本となることから、各避難所に対してあらかじめペットの受入れの可否やペットの取扱いに関するルールを検討するよう周知するとともに、飼い主にはスムーズに避難できるようペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。
災害時における 動物の保護と収容	○ 災害発生時に、京都動物愛護センターを拠点として獣医師会や動物愛護団体等と連携し、被災動物の保護や収容を速やかに実施できるよう体制を整備する。
被災動物の 救援物資の確保及び配布	○ 獣医師会、動物愛護団体及び民間企業等と災害時における必要な備品の提供等に関する体制をあらかじめ整備するなど、災害発生時に迅速かつ適切に被災動物の救援物資を確保し、必要に応じて各避難所等に配布できるように備える。
関係機関との 協力体制の構築	○ 関係団体と災害発生時のペットの救護に係る協定を締結するほか、近隣自治体と協力体制について協議し、ペットの救護体制を整備する。

（４）動物由来感染症対策

市民にとって身近な動物に関わる動物由来感染症について、媒介動物、症状、予防法などの情報を積極的に発信します。

項目	具体的な取組
動物由来感染症に関する啓発	○ 動物由来感染症に関する正しい知識や動物との適切な接し方などについて、動物病院、動物取扱業者と連携したパンフレットの配布やホームページ等を活用した情報発信を実施するなど、動物由来感染症の予防啓発を行う。
発生時に対応できる連絡体制の構築	○ 京都府など関係機関と連携し、感染症の発生時に対応できる連絡体制の整備を図る。
感染症に関する情報収集と情報発信	○ 感染症の発生時において、市民や関係団体に対して速やかな情報提供を図るため、関係部局間との連絡網をあらかじめ構築しておくとともに、ホームページ等を活用した情報発信の強化に努める。

（５）動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進

動物の愛護管理に係る様々な課題を解決するために、動物愛護に携わる担当職員には関係法令等に関する幅広い専門的な知識や技術が求められる。

また、行政職員のみならず、本市の動物愛護に関わる動物愛護推進員等に対しても、動物愛護に関する情報提供を行い、地域の動物愛護に係る取組を進め、動物愛護ボランティア等の育成に積極的に取り組む。

項目	具体的な取組
動物愛護推進員制度の拡大と研修会の実施	○ 京都市まちなこ活動支援事業の取組地域の増加や狂犬病予防注射接種率の向上など、地域における動物愛護の取組を推進するため、動物愛護推進員の人員確保に努めるとともに、動物愛護推進員を対象とした研修会やセミナー等を定期的に行い、資質向上を図る。
動物愛護行政に知悉した職員の育成	○ 動物愛護担当者の資質向上のため、国等が開催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、本市自らも動物愛護担当者を対象とした研修会等を開催し、担当職員の資質向上を図る。
動物由来感染症等に関する調査研究の実施	○ 京都府と連携し、感染症サーベイランスによる情報収集を行うとともに、発生時には市民に向けた迅速かつ効果的な情報発信を行う。

第4章 計画の円滑な推進

第1節 それぞれの役割

本計画を円滑に推進し、人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会づくりを進めていくためには、所有者の動物愛護意識の向上に加えて、地域との関係が極めて重要であり、広く市民の理解と協力の下、関係者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

1 市民の役割

- 動物の飼い主は、関係法令を遵守し、動物の生態、習性及び生理に応じて、生涯にわたり適正に飼養する責務を果たすこと。
- 地域社会のルールを遵守し、他人に迷惑をかけない飼い方を心掛けるなど、飼養動物等が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくこと。
- 動物を飼養していない市民の方々も、動物愛護思想の高揚に努め、身近な動物や動物の飼養者、動物取扱業者などにも関心を持ち、動物に関わる問題を共有し、動物や動物愛護施策について理解を深め、地域での取組や問題解決など、地域における市民活動に積極的に協力すること。

2 動物取扱業者の役割

- 動物を取り扱うプロとしての自覚を持ち、適切な施設での飼養、適正な動物の取扱いなど、動物の飼い主の模範となるように努めること。
- 動物飼養者に対して動物の特性、状態、飼育方法などの飼養に必要な情報を提供し、終生飼養に向けての支援をすること。
- 動物愛護管理の発展に寄与すること。

3 関係団体、ボランティア等の役割

- 獣医師会は、動物の専門家として、市と連携を密にし、京都市まちなこ活動支援事業や災害発生時における動物の保護治療などに協力すること。
- 動物愛護団体やボランティアスタッフは、本市が実施する動物愛護管理事業に協力し、動物愛護思想の普及を通じて市と連携を密にし、人と動物が共生する社会づくりを共に進めていくこと。

4 市の役割

- 「京都動物愛護憲章」及び「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」等に基づく取組を推進すること。
- 本計画を周知するとともに、各施策の計画的な実施に取り組むこと。
- 関係者相互の連携と調整を図ること。
- 京都府との連携により、京都動物愛護センターの運営をはじめとした取組の積極的な推進を図ること。
- 国や関係自治体との連携を図ること。

第2節 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、同成果を広く市民に公表するとともに、京都市動物愛護推進員や京都市動物愛護推進会議等での意見を参考にしながら適切に進捗管理を行っていきます。

なお、京都府においては、動物愛護管理法に基づく「京都府動物愛護推進計画（計画期間：平成26年度～平成35年度）」を策定し、おおむね5年で見直し（平成30年度頃）を行うことから、本市における次期計画（平成31年度～）の策定に当たって、京都動物愛護センターの運営など府市協調の取組実績を踏まえ、しっかりと連携を図っていきます。

京都市の取組⑥

動物愛護週間事業(Kyoto-Ani-Love Festival)

動物愛護週間（9月20日～9月26日）の時期に合わせ、平成25年度から府市共同の動物愛護啓発事業として「Kyoto-Ani-Love Festival（京都動物愛護フェスティバル）」を開催しております。同フェスティバルにおいて長寿犬（15歳以上の犬）の認定式や動物愛護写真コンクールの表彰式、ワーキングドッグの紹介を行うとともに、公益社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会等の協力の下、ペットの病気及び飼い方相談会等を実施しています。



京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課
〒604-8091
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1
中信御池ビル5階
電話 075-222-4271
FAX 075-213-2997

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

